平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(農林水産省28 -)

政策分野名 (施策名)	幅広い関係	系者による食剤	育の推進と	国産農産物の)消費拡大、	「和食」の保	護·継承		食料産業局(消費·安全局、政策統括官) 担当部局名 「食料産業局食文化·市場開拓課、消費·安全局消費者行政·食育課、政策統括官付穀物課」				
政策の概要 [施策の概要]	営めるよう、 このため、	政策を展開	する必要が 生活の実践。	ある。 「食育の推進	進」及び「和食	食の保護・継	承」を実現す	けべく、幅広し		全な食生活を 政策評価体系上の 対象に官民一 位置付け 食料の安定供給の確保			
政策に関係する内閣の重要政策	第3 1(2 日本再興戦 第 二 農林水産業 訂) 施策(・農村基本計 ・農村基本計 が関係(平成254 ・デーマ4 ・・地域の活力 の展開方向 大外の需要を	系者による食 年6月14日間 (2) カ創造プラン	育の推進と関議決定、平	国産農産物の成27年6月3	80日改訂) 林水産業·地	地域の活力創		로、平成26年	政策評価 実施予定時期 平成31年8月			
施策(1)	「日本型食生活」の実践を通じた食育の推進と国産農産物の消費拡大及び「和食」の保護・継承												
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】 目標 【連成すべき目標】	高齢化が進展する中、生活習慣病の予防による健康寿命の延伸、健康な次世代の育成の観点から、健全な食生活を営めるよう、関係府省が地方公共団体等と連携しつつ、食育を推進する必要がある。このため、「日本型食生活」の実践に向けて、個々の生活スタイル(年代、性別、就業や食生活」の状況に応じた消費者各層の多様なニーズや特性を分析、把握した上で、類型に適した具体的な推進方策を検討し、実施する。また、こうした取組と併せて、学校教育等の様々な機会を活用した幅広い世代に対する農林漁業体験の機会提供を一体的に推進し、食や農林水産業への国民の理解を増進するとともに、食育の推進、国産農産物の消費拡大、「和食」の保護・継承といった課題に対して官民一体となった医福食農連携や農観連携、地産地消などの政策により取り組む。												
						年月	度ごとの目札	標値					
測定指標	基準値基準年度		目標値目標年度		年度ごとの実績値 27年度 28年度 29年度 30年度 31年度					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			
ア日本型食生活の実践に取り組む人	62%	27年度	70%	32年度	-	64%	65%	67%	68%	米を中心に水産物、畜産物、野菜等多様な副食から構成される食生活のパターンである「日本型食生活」の普及・啓発を図ることは、栄養パランスの改善に寄与するものと考えていることから、「日本型食生活の実践に取り組む人の割合」を測定指標として選定した。 目標値は、第3次食育推進基本計画(平成28年3月18日食育推進会議決定)に掲げられた食生活に係る目標値(「栄養パランス			
の割合					62%					に配慮した食生活を実践する国民を増やす」、目標値70%以上(H32))に準じて設定した。 年度ごとの目標値については、毎年度一定割合で増加するものとして設定した。 なお、「日本型食生活の実践に取り組む人の割合」は、消費者行政・食育課において実施している「食生活及び農林漁業体験 に関する調査」のうち、「日本型食生活」を「ほとんど実践している」及び「おおむね実践している」と答えた者の割合としている。			
イ 農林漁業体験を経験した国民の割	31%	24年度	40%	32年度	34%	37%	37%	38%	39%	消費者の食や農林水産業への理解を深めるため、食育において、農林漁業者等が一連の農作業等の体験の機会を提供する 教育ファーム等の活動の推進が必要である。また、第3次食育推進基本計画において、、農林漁業体験を経験した国民を増や まっことについて、目標を定め、食や農林水産業への理解増進を経過ることとしているため、別定指標として選定した。			
) H				52 1 152	36%					目標値は、第3次食育推進基本計画における「農林漁業体験を経験した国民(世帯)を平成32年度までに40%以上とする」目標をもとに、その経過年次に目標値を設定した。 年度ごとの目標値については、すう勢に加え、農林漁業体験に関する施策による増加を見込んで設定した。			

ウ 学校給食における地場産物を使用 する割合	26.9%	27年度	30%	32年度	27%	27.5%	28.1%	28.8%	29.4%	「農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化並びに地域の農林水産物の利用の促進に関する基本方針」、「平成23年3月農林水産省告示)では、学校給食において地場産物を使用する割合(食材数ペース)について、食育推進基本計画に定める目標を達成することを目指すとされていることから、「学校給食における地場産物を使用する割合」を測定指標として選定した。日標値は、第3次食育推進基本計画における「学校給食における地場産物の使用割合を平成32年度までに30%以上とすることを目指す。目標に基づいて設定した。年度ごとの目標値については、毎年度一定割合で増加するものとして設定した。評価実施時期に、評価対象年度の実績値を把握できないことから、年度ごとの目標値は、前年度の値を記入している。		
目標 [達成すべき目標]	「日本型食生活」の推進や「和食」の保護・継承等を通じた国産農産物の消費拡大											
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
		基準年度		目標年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度			
ア 国産農林水産物消費拡大運動に 参加する事業者数	9,434社	27年度	12,000社	30年度	-	10,300社	11,100社	12,000社	-	消費者と食の関わり方が多様化する中、生産者と食品関連事業者等との連携を行い、国産農林水産物の消費拡大に向けた取 組を推進することが重要である。このため、国産農林水産物消費拡大運動に参加する事業者数を測定指標として設定した。 目標値は、今後3年間で、国産を重視する食品産業事業者(約12万社)の10%が、国産農林水産物消費拡大運動に参加すると		
2007.04.4.130					9,434社					して設定した。		
イ 一人当たりの米の年間消費量	57kg/人·年	25年度	53kg/人·年	37年度	前年度の 一人当たり の米の消 費量の増 減率 (1.1%)と同 等以上	一人当たり の米の消 費量の増 減率と同		の米の消 費量の増 減率と同	前年度の 一人当たり の米の消 費量の増 減率と同 等以上	高齢化や総人口の減少により、米の消費量は今後も減少する可能性が高いが、米の消費量の減少に歯止めをかけることは、食料自給率の向上を目指す上で極めて重要であるため指標として選定した。 目標値は、食料・農業・農村基本計画に定める平成37年度における一人当たりの米の年間消費量53kg/人・年とし、年度ごとの目標値は、前年度の一人当たりの米の消費量の増減率と同等以上、と設定した。		
					-3%					年度ごとの具体的な目標値は前年度の実績値に応じて設定することとした。 評価実施時期に、評価対象年度の実績値を把握できないことから、年度ごとの目標値は、前年度の値を記入している。		
n 伝統的な料理や作法等を継承し、	42%	27年度	50%	32年度	-	43%	44%	46%	48%	ユネスコ無形文化遺産に登録された「和食」は、日本の多様な自然が育み地域の伝統的な行事や作法と結びついた日本人の 伝統的な食文化であり、パランスの良い健康的な食事による健康増進、社会的な絆の強化等に寄与していることから、「伝統的な 料理や作法等を継承し、伝えている国民の割合」を測定指標として選定した。		
ン 伝えている国民の割合	4270				42%					日標値は、第3次食育推進基本計画における「地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民の割合を平成32年度までに50%以上とすることを目指す」目標に基づいて設定した。 年度ごとの目標値については、「和食」の保護・継承に関する施策による増加を見込んで設定した。		

目標 「達成すべき目標」	市町村にお	おける国民運	動としての食	食育の推進										
測定指標	基準値		日標値	2			度ごとの目 度ごとの実			測定指標の選定理由及び目標値(水準·目標年度)の設定の根拠				
かいんころロイボ	坐千世	基準年度		目標年度	27年度	28年度	29年度 30年度 31年		31年度	別だはまぐらた。本田次で日本に(小十 日本十次)が以たが民族				
ア 食育推進計画を作成・実施している 市町村の割合	77%	27年度	100%	32年度	77%	82%	86%	91%	95%	食育を国民運動として推進するためには、地域において多様な主体により食育を推進することが求められるが、そのためには、国民に身近な存在である市町村において、食育推進計画が作成・実施される必要があることから、「食育推進計画を作成・実施ている市町村の割合。を測定指標として選定した。第3次食育推進基本計画(食育推進会議決定)において、食育推進計画を作成・実施している市町村の割合については、今55年間で100%とすることを目指すとされていることから、平成32年度の目標値を100%とした。				
政策手段 (開始年度)	25年度	算額計(執行 26年度 [百万円]	万額) 27年度 [百万円]	当初一	丰度 予算額 5円]	関連する 指標				平成28年行政事業レ 政策手段の概要等 ビュー 事業番号				
地域資源を活用した農林漁業者等 による新事業の創出等及び地域の (1) 農林水産物の利用促進に関する法 律(六次産業化・地産地消法) (平成22年)	-	-	-		-	(1)ウ	進に関する た法。 国による	地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等(1)わゆる「6次産業化」)に関する施策及び地域の農林水産物の利用の促進に関する施策を総合的に推進することにより、農林漁業等の振興等を図るとともに、食料自給率の向上等に寄与することを目的とした法。 - 国による基本方針の策定、都道府県及び市町村による地域の農林水産物の利用についての促進計画の策定を通じて地産地消を推進することにより、「日本型食生活」の実践を通じた食育の推進と食や農林水産業への理解の促進に寄与する。						
農林水産物の生産・流通の場にお (2) ける食育の推進 (平成25年度) (主)	449 (369)				60	(1)ア	食育に関する施策を総合的・計画的に推進するため、食育に関する国民の意識調査を実施、公表して、国及び地方公共団体の施策 推進の基礎資料を提供するとともに、毎年6月に実施する食育月間の中核的な行事として食育推進全国大会の開催、食育推進ポラン ティア表彰を実施。 国、地方公共団体、関係団体、ボランティア等関係者が緊密な連携・協力を図り、全国的な食育推進運動を展開することにより、食育 に関する国民の理解の増進を図る。 この支援措置により、食育の推進に寄与する。							
健康な食生活を支える地域・産業 (3) (平成28年度) (主)	-	-	-		388	(1)ア(1)イ	機能性表示食品制度等を活用した地域の食による健康都市づくりや食育の推進に関する取組を支援するとともに、制度活用促進のための環境整備を支援する。この支援措置により、国産農林水産物・食品の需要の維持・拡大とともに、日本型食生活の普及・実践等を図り、食育の推進に寄与する。							
日本の食消費拡大国民運動推進 事業 (平成28年度) (主)	-	-	-		388	(1)ウ 3 (1)ア (1)イ	食材の供給	合の取組等を	生推進するた	-体となって国産農林水産物の消費拡大に向けた取組を実施するとともに、学校給食等への地場めのコーディネーターの育成等を支援する。 新28-0003 産物の魅力発信や地産地消の推進を図り、国産農林水産物の消費拡大に寄与する。				
「和食」と地域食文化継承推進事業 (5) (平成28年度) (主)	-	-	-		212	(1)ア (1)イ (1)イ (1)ヴ	一年成の中に力にユイベコの大人に虚性に登録された。相関1の自及力動で情報光品を実施することに、地域の良文化の施力の 再発見につながる食育活動を支援する。 新28-0004							
政策の予算額[百万円]			3,401 < 0 >		2,137 <0>					·				
政策の執行額[百万円]			2,723 < 0 >											

⁽注1)「予算額計」欄及び「28年度当初予算額」欄について、税制の場合は、減収見込額(減収額)を記載している。

⁽注2)当該政策分野に対応する予算の項に位置付けられている予算事業については、「政策手段」の欄に、「主」と記載している。 また、予算事業が複数の政策分野に関係する場合には、「政策手段」の欄に、関係する政策分野の番号を記載している。

⁽注3)複数政策に関連する予算については、<>外書きで記載している。

参考資料

1. 各指標における実績値の把握方法及び達成度合の判定方法

		指標ア	把握の方法	食生活及び農林漁業体験に関する調査(消費・安全局消費者行政・食育課)により把握。						
	目標①	拍標了	達成度合の判定方法	達成度合(%)=当該年度実績値/当該年度目標値×100 A'ヲンク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満						
		Te im	把握の方法	食生活及び農林漁業体験に関する調査(消費・安全局消費者行政・食育課)により把握。						
		指標イ	達成度合の判定方法	達成度合(%)=当該年度実績値/当該年度目標値×100 A'ランク:150%起、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満						
		+5.45.4	把握の方法	文部科学省が行う調査により把握。						
		指標ウ	達成度合の判定方法	達成度合(%)=(当該年度実績値-基準値)/(当該年度目標値-基準値)×100 A'ランク150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満						
		45.4m	把握の方法	国産農林水産物の消費拡大国民運動「フード・アクション・ニッポン」の推進パートナーとして登録した事業者数を把握。						
施策(1)		指標ア	達成度合の判定方法	達成度合(%) = 当該年度実績値/当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満						
			把握の方法	食料需給表(大臣官房政策課食料安全保障室)により把握。						
	目標②	指標イ	達成度合の判定方法	A(おおむね有効): 前年度の一人当たりの米の年間消費量の増減率と同等以上 B(有効性の向上が必要である): 前年度の一人当たりの米の消費量の増減率△1ポイントまで C(有効性に問題がある): 前年度の一人当たりの米の消費量の増減率△1ポイント未満						
			把握の方法	内閣府が実施している「食育に関する意識調査」により把握。						
		指標ウ	達成度合の判定方法	当該調査結果に基づく計算値(伝統的な料理や作法等を受け継いでいる人の割合×うち、次世代へ伝えている人の割合)が目標に達しているかを判定。 達成度合(%)= 当該年度実績値/当該年度目標値×100 A・ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満						
		15.1 45.25	把握の方法	都道府県への聞き取りにより把握。						
	目標③	指標ア	達成度合の判定方法	達成度合(%) = 当該年度実績値/当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満						